

栃木県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和27年12月1日

栃木県条例第52号

第1条 法律又はこれに基く政令の定めるところにより置かれるものの外、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、附属機関の設置並びに権限を別表のとおり定める。

第2条 この条例に定めるものの外、必要なことは別に執行機関が定める。

別表（第1条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任事項及び権限
知事	栃木県中小企業振興審議会	知事の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的施策について総合的に調査審議すること

（参考）地方自治法

第138条の4第3項

「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」

第202条の3第1項

「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」